

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	eラーニングサービス導入業務
発 注 課	総務局職員部人材マネジメント担当課
選 定 事 業 者	株式会社ビズアップ総研
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市が求めるeラーニングサービスを提供可能な業者を把握するため、令和7年6月に情報提供依頼を公募により実施した。その結果、上記事業者を含め3社から情報提供があったが、別添のとおり、「①自治体向けの行政基礎知識・地方自治法・地方公務員法に係るコンテンツを用意することが可能」「②1つのIDを複数職員で使いまわす運用が可能」という2つの要件を共に可能と回答したのは上記事業者のみであった。</p> <p>加えて、他の2社が有している動画本数が700～2,000本程度である中で、上記事業者は15,000本以上の動画本数を有し、職員の多様なニーズに対応するという観点においても、最も望ましいサービスと考えられる。</p> <p>また、eラーニングサービスは各提供業者がそのサービス提供に係る排他的権利を有しているため、当該サービスを提供可能な事業者は上記事業者に限られる。</p> <p>以上のとおり、上記事業者が本件業務の履行に必要な要件を満たす唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務の見積者に特定した。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）